

【 医学管理等 】

５６５ 耐糖能異常に対する外来栄養食事指導料等の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

耐糖能異常に対するＢ００１「９」外来栄養食事指導料、「１０」入院栄養食事指導料、「１１」集団栄養食事指導料の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料及び集団栄養食事指導料については、厚生労働省告示[※]において、特別食の必要性を認めた患者に対して、指導を行った場合の算定である。これらの対象患者の一つに糖尿食（特別食）を必要とする患者が規定されているが、耐糖能異常は、空腹時血糖値、７５ｇ経口ブドウ糖負荷試験での２時間血糖値において、糖尿病型にも正常型にも属さない耐糖能パターンを示す状態（糖尿病の予備軍）であり、糖尿病確定疾患には該当せず、保険診療における治療の対象とはならない。

以上のことから、耐糖能異常に対するこれらの指導料の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法、特掲診療料の施設基準等